

様式第 1 号（第 5 条関係）

宇治市防災行政無線戸別受信機貸与申請書

年 月 日

（あて先）宇治市長宛て
（危機管理室）

住 所

申請者 氏 名

㊞

電話番号

宇治市防災行政無線戸別受信機の貸与を希望しますので、宇治市防災行政無線戸別受信機取扱要
項第 5 条の規定により申請します。

設置場所	宇治市		
対象者 （世帯主等）		申請者との関係	

- ☐ 裏面の注意事項を承諾のうえ、戸別受信機の貸与を申請します。
- ☐ 裏面の注意事項を理解し、使用者の責任で修理・交換する場合はその費用を負担します。
- ☐ 対象者を含め、世帯員に情報通信機器を持っている者がいません。
- ☐（文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けようとする者）身体障害者手帳の写しを添付

※ 以下の欄は、記入しないでください。

地域振興波使用の有無	有 ・ 無		
受信機番号		文字表示装置	有 ・ 無
地区名		受信機貸与年月日	年 月 日
備考			

設置確認印

注 意 事 項

- 1 使用者は、善良なる管理者の注意義務をもって、貸与機器を汚損し、又は破損することがないように万全の措置を講じること。
- 2 貸与中の機器の不具合については、市において修理又は交換を行うものとする。
ただし、1に掲げる注意義務を怠った結果、当該不具合が発生したと認められるときは、使用者の負担において修理又は交換を行うものとする。
- 3 2に掲げる貸与期間経過後は、市に返還するものとする。
- 4 申請書に記載の設置場所等に変更を生じる場合は、変更等届により、市に届け出るものとし、市内における転居の場合であっても、転居後の地区に割り当てられた機器を使用すること。
- 5 聴覚に関する身体障害者手帳を所有している者等には、文字表示機能付きの機器を貸与する。
この場合において、市が所有する情報等により当該手帳の所有を確認できた者に限る。
- 6 当機器は、窓際等、極力遮蔽物の少ない屋内で使用する。
- 7 当機器は、情報伝達手段のうちの一つを担うものに過ぎず、確実な情報伝達を保証するものではないことを理解し、宇治市公式ホームページ及び公式SNS、テレビ、ラジオ等常に複数の情報入手方法を確保しておくこと。